

別紙1

川崎市職員措置請求書(上平間倉庫)

2020年(令和2年)4月17日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂 巻 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示すことも、未来局子育て推進部保育所整備課が地方自治法に定め
る一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続を適用せず、適用が禁止されている随意契
約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」以下「軽易工事取扱規程」という。を適用し、発
注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市
契約規則第24条の2に定めらるる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は
「軽易工事取扱規程」を制定しております。
軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事を
いう。」と定められており、1件の工事が25万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争
入札に寄らなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が策定した契約事務の手引きにおいて「1件の工
事を複数に分けて発注することとはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「上平間災害倉庫解体撤去工事」及び「上平間災害倉
庫外構撤去 事」という 事名で発注・契約がなされており、1件で発注可能な 事を、250万
円以下の 事2件に分割発注し、契約した違法性がありません。

3 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、本来、1件の 事として、地方自治
法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければな
りません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、一般競争入札もしくは指名
競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約として2件の 事に分割発注し、より競争性
の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札も、くは指名競争入札により契約を
締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害で
あります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第212
条第1項の規定により請求いたします。

また、損害額の認定においては、財政省契約課が計算した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟
法第218条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 請求の理由

甲第1号証及び 第2号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い 一覧表として、甲第3号証を提
出したします。

(1) 甲第3号証について

(ア) 工事所在地は、「上平間災害倉庫」であり、本件2件の工事は同 所在地です。
(イ) 工事の箇所は 甲第1号証は、「倉庫そのものの解体撤去工事」であり、甲第2号証は、「甲第
1号証 倉庫を囲う外構構造物の撤去工事」であります。

ウ したがって、「上平間災害倉庫」に係る倉庫本体とその倉庫の外構構造物の両方の撤去工事であ
ることから、同一の施工場所及び同一の工事箇所であることが分かります。

建庫本体とその外構構造物の両方を一体的に撤去する必要はないもの のこと、未来局
は、何らかの必要性により、建庫本体とその外構構造物の両方を撤去する方針としました。

両方の撤去方針が確定した場合、建庫本体とその外構構造物を別々に発注することは、個人の
家庭や民間会社の場合、その手間ひまを考慮した場合、有り得ない2分割工事でありませ

(ニ) 甲第1号証及び甲第2号証の見積り合わせ契約の3者の組合せが同じ3者であること。
オ 見積書の筆跡が同一の筆跡と思え、直談判もしくは業者談合の疑いがあること。
カ 甲第1号証の倉庫本体の「重機回送費」の見積額が、市場価格は、せいぜい5万円程度である
にも関わらず、「160,000円」との見積額は相場約3倍となっており、不当に高い見積り額とな
っている。

予定価格を決定したのは、誰なのか。
(キ) 甲第2号証の倉庫の外構撤去工事の「重機回送費」も、「160,000円」となっている。
倉庫本体とネットフェンスを撤去する外構撤去工事に使用する「重機」は、それぞれどのよう
な「重機」を使用するものとして、これも未来局は 設計予定価格を決定したのか。
倉庫本体とネットフェンスを撤去する重機は、同じ重機とは考えられない。

(ク) 軽易工事チェェックリストについて
過去に分割発注があったことから、平成31年4月1日から、平成31年4月1日から「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」
が改正されたことに伴い、「軽易工事チェェックリスト」が導入されました。

甲第1号証においては、13ページ目にあります。
甲第2号証においては、12ページ目にあります。

その「1 軽易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施 場所、施
時期が同じ 又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき条件や250万円を超える
条件を複数に分けて発注することはできません。」と明確に記載されています。
そのチェェックリストをチェェックしたにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。チェ
ックしたのは、甲第1号証及び甲第2号証ともに監査課長補佐であります。全体のチェェックは、
須藤課長が決定しています。

(コ) 施工時期について
本件の甲第1号証及び甲第2号証の 事は、4月18日～5月31日及び5月10日～5月31日の
工期となっております。つまり、【4月 8日・5月 0日】～【5月31日・5月31日】となっていま
す。

この工期から致しますと、5月10日～5月31日の間が、2件の 期が重なっている期間であり、
速い、前に3週間 期があるのみで、後半の3週間は完全に工期が重なり、実質的には、ほぼ同
一の 期であります。

仮に、甲第1号証及び甲第2号証の工事が2件の見積り合わせ契約を行っていることから、別々
の業者が倉庫本体とネットフェンス撤去を行う可能性があったもので、その場合、工事調整がな
り複雑になると思われるが、別々の2業者がそれぞれの工事を受注した場合、工事調整は、どのよ
うに想定していたのか。

そのような工期的なことを考慮した場合、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、発注時点から、
特定の1者が受注することを予定して発注されたと考ええるのが 当然の帰結であります。
したがって、施工時期を理由として存在しえないものであります。
時期の工事であり、分割の理由は存在しえないものであります。

また、契約日が過ぎることから、ことも未定であるが、分割ではないと主張するかもされません。
しかしながら、7分割した事例として、6ヶ月にわたる約1700万円余の工事を契約日では4分割、個
別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、
甲第4号証及び甲第5号証として提出いたします。

予算要求時点でも2件の工事として予算要求していたのか。
したがって、 事の時期を少しずらし、分割発注ではないとするののであれば、甲第4号証及び甲
第5号証と比較して、甲第1号証及び甲第2号証の 事が分割発注ではないとする合理的な理由を
明らかにしてはなりません。

原則として、分割発注しなればならない理由でなければなりません。
全国の地方公共団体を網羅させる合理的な理由でなければなりません。
1週間ずらせばいいのか、2週間ずらせばいいのか、3週間ずらせばいいのか、半年ずらせばいい
のか、1年ずらせばいいのか、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。

地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の原則にも照らさなければなりません。
(ク) 工事写真について
本件の甲第1号証及び甲第2号証においては、工事写真も開示請求したものでありますが、なぜ
か、開示されませんでした。

たので、それを、甲第13号証として提出いたしました。

甲第13号証の内容は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」であります。ごども未末局は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」は、「特に軽易な文書、公文書管理規則第7条ただし書き)であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要がなくなることから廃棄しているため、関係図書類が存在しない」とし、開示請求拒否しました。

そこで「公文書管理規則」を甲第14号証として提出いたします。

「下見積書」を軽易な文書と判断した根拠をお示しください。

設計積算のため、下見積書は、市民の重要な税金を使って執行する工事においては、その設計積算額が適正かを検証するための重要な図書類であり、根拠なく廃棄した場合は、罪に問われる場合(公文書等毀棄罪)もありますので、隠ぺいせずに、提出すべきであります。

国会でも、過去に、文書不存在としてきた文書が、見つかり出てきた例は、いくつもありますので、ごども未末局におきましても、今一度調査をお願いいたします。

9 見積書の不思議について

前記6で指摘いたしました「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000円」と見積もられ、「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつもの業者の価格を見ましたが、せいぜい高くても5万円ぐらいたの検索結果でありました。

それにも関わらず、魔阿不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらさら上をいく、180,000円とか、200,000円となつています。

そのような状況は、官製談合もしくは業者談合が疑われる状況であるものであるが、このような状況では、官製談合の疑いが強いと思われます。

10 まとめ

本件の分割発注事案は、非常に分かり易い分割発注事案であります。

本件工事は、軽易工事規格が改正されて以降の工事であり、その改正の一つに、チェックリストを新たに追加したこと、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることにより、分割発注を未然に防ぐことができたはずであります。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第4号証による10年前の全庁的な軽易工事の不透明契約事件が発生し、「制度の見直し」を叫言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があることからして、今回の軽易工事規格の改正も、課長職を含め、員には浸透しない恐れが今回の分割発注により現実化したものと考えます。

なぜ、分割発注が是正されなかったのか。

分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず、あえて自らの業務量が増える分割発注を行っています。

いわゆるお役所仕事の中には、自らのメリットの無い仕事を避ける傾向があります。

そこからすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるにもかかわらず、あえて、保守所整備課が自らの業務量を増やすことを行っているものでもあります。

そこには、分割発注を行う保守所整備課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあるとしか考えられません。

11 官製談合の疑い

・見積り業者の3者の組合せが同一の3者であること。

・甲第1号証の見積額において、受注しなかった業者の見積額が、軽易工事の上限である250万円を上回っていること。上限価格を上回る見積額を提示することは、絶対に受注できない状況を作る談合の一般的な手法であること。

・川崎市の見積り合わせの場合は、250万円が、上限であることは、市内業者であれば周知の事実であり、当該業者も知っていたはずである。

・工期の設定で、別々の業者が受注した場合、工事調整が難しい工期の設定であること。

・見積書の筆跡が同一であると思われれること。

・「重機回送費」の見積額が、相場価格を大幅に上回っていることと受注しなかった業者の見積額が、その額をさらに上回っていること。

開示できない特別な理由があるのか。

今からでも、直ちに、工事写真を開示すべきであります。

3 損害の補填について

川崎市の被った損害の補填については、甲第1号証及び甲第2号証、工事は、前記のとおり、分割発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注し、契約を締結しなればならぬものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来より競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害を締結した場合と違法な競争性に基づく契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害を被ります。

4 見積り合わせと契約システムについて

以上のとおり、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第24条第1項の規定により請求するものであります。

5 過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているから、適正な競争は保たれており、損害は発生していないと主張もありません。

一方で、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり得るものであります。

1千億円、今後は、川崎市の行う入札は、10万円でも、100万円でも、1千万円でも、1億円で、1千億円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システム、維持管理費及び更新費は、ムダとなります。

6 平均落札率について

また、損害額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第6号証として提出いたします。

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

7 見積書にある「バスケットボール」「ランニング」を甲第8号証として示します。

そして、魔阿不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらさら上をいく、80,000円とか、200,000円となつています。

それらの金額について、ごども未末局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額についても、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

8 見積書及び完成品・検査書の目付け筆跡が同一であることについて

見積書及び完成品・検査書の目付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指摘してきたことであり、見積書及び完成品の目付けを市の職員が記載したとする違法行為(刑法に定める「公文書偽造等」)があったとすれば、それは許されません。

見積書の筆跡を拡大したものを甲第9号証及び甲第10号証として提出いたします。

そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが、その場合は、公文書偽造等の罪を自白したのと同じとして、刑事訴訟法の規定に従い、告発すべきであります。

また、完成品は、業者が記載するものであり、検査書は、市の検査員が記載するものであります。本件2件の完成品及び検査書の目付けが同一筆跡と思われるが、この目付けの記載は、一体、誰が記載したのか。

記載筆跡の無い場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。

開示請求拒否通知書について

開示請求拒否通知書について

本件に係る公文書開示請求を行い、それに対する開示請求拒否通知書が請求者あてに交付されました。

別紙2

請求人の陳述録

- ・特定の1業者には、他の2業者が誰であるのかは、知り得ない情報である。
- ・川崎市の規定上、自らの業務でない業務をあえて行うという 自らの業務を増やすことをしていること。
- ・チェーンクリストを無視していること。
- ・以上の状況から、ことも未米局による官製談合の疑いがあると思えます。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「上平間災害倉庫解体撤去工事」
- 【甲第2号証】・・・「上平間災害倉庫外構撤去工事」
- 【甲第3号証】・・・「上平間災害倉庫 事 比較一覧表」
- 【甲第4号証】・・・平成21年5月28日付け東京新聞「軽易工事の全庁的不通知契約報道新聞」
- 【甲第5号証】・・・平成21年5月28日付け報道新聞された不通知分別発注事例
- 【甲第6号証】・・・契約書が露出した平均落札率一覧表
- 【甲第7号証】・・・解体の業務書 「重機回送費」の意味
- 【甲第8号証】・・・建設工事で使用される建設機械等（バックホウ・ランナー・ブレード）
- 【甲第9号証】・・・甲第1号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
- 【甲第10号証】・・・甲第2号証の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー
- 【甲第11号証】・・・刑法第155条から第158条
- 【甲第12号証】・・・刑事訴訟法第239条
- 【甲第13号証】・・・開示請求拒否通知書
- 【甲第14号証】・・・川崎市公文書管理規則

まず3号証を見ていただきたいと思いますが、これも見積り業者の組合せが、第1号証、第2号証ともに同一の組合せですね。それで、2番目、3番目の札を入れた方は250万円を大幅に上回っているというところでですね。

それで、下の重機回送費が16万という見積りがなされております。先ほどのトイレの関係のように参考見積書についてちよつと情報公開請求しておりますが分らないので、私、ほうの手元には、この16万という見積りが業者さんから参考見積りとして出されているのちよつと検索をしてみます。ネットでも検索をしてみたいところ、それが甲第7号証ですね。ここに幾つかの業者さんの金額が書かれております。大体それぞれ3万から5万円ぐらいというのがあるんですね。それがなぜこの16万にもなっているのかということですね。

それで、じゃ、今使っている重機はどういうものかというのが8号証にあります。バックホウと使っているのがどうもランナーとブレードという3つの機械を重機として使っているようなんですけれども、誰かにバックホウは大きい重機ですから、回送費があつてもいいと思うんですけども、ランナーとブレードというのは、軽四輪に載せれば載っちゃうような小さなものですね。この3つを重機として使っているらいいんですけども、この重機回送費16万ですね。

まず基本的に、16万が適正かどうかと、どうも市場価格的にはちよつと金額があまりにも大き過ぎるというのと、甲1号証と2号証ですね。倉庫本体の解体と外構工事、両方とも16万という重機回送費が入っているんですけども、これで、問題はこの工期との関係なんですけれども、契約日は4月12日と5月10日なんですけれども、工期が4月18日から5月31日が倉庫本体ですね。5月10日から5月31日までが外構というふうになっています。これは普通に考えれば、重機回送費、両方とも16万、合計で32万円かかっているんですけども、この辺はちよつと考えると、同じ時期にやれば1回で済むわけです。この疑問は、まず16万という金額自体が市場価格として適正なのかどうかということ、1号証、2号証とも、2つダブルでカウントをしているという、この疑問ですね。これが3号証についてです。

重機回送費と重機について今朝説明をいたしましたし、次が第9号証ですね。9号証、10号証ともに、これも筆跡ですね。見積書の筆跡が同じであるということですね。

それと、第13号証の開示請求拒否通知書があります。この真ん中の欄の「(2)仕様書作成のために取得した下見積もりは、特に軽易な公文書（公文書管理規則第7条第1項ただし書き）であり、仕様書作成完了に伴、事務処理上必要がなくなることから廃棄をすることを図るため関係図書類が存在しない」と。先ほどのほうは出てきたわけですね。予算要求の関係の資料として要求したら出てきたんです。参考見積書を提出してくれというふうに言っているんですけども、監査事務局さんのほうで保管所整備課さんには美談には手元にあると思います。です。で、監査事務局さんのほうで保管所整備課のほうに請求をすれば参考見積書がどういうふうになっているかは分かると思っています。

この軽易なものというのは、国でモリカケ問題とか、いろんな問題でやられましたけれども、甲の14号証に川崎市の公文書管理規則を載せていますけれども、軽易な文書についての定義は全くありません。本来、役所は市民の税金で成り立っているもので、それを執行する文書は基本的に公文書として保存しなければならぬというのを、いやいや、公文書管理規則に軽易な文書は保存しなくてもいいんだと書いてあるから、これは軽易な文書に該当するから捨てちゃえよというのには、あまりにも乱暴な話、もしくは意図的に隠蔽をしているということしか考えられません。そういうことで、お調べになればそれなりにどこかに公文書は残っていると思えますので、よろしくお調べをしたいと思います。

別紙3

関係職員の陳述録

令和2年4月17日付け川崎市職員措置請求書に対する措置請求(以下「本件請求」という。)に對する本市の見解につきましては、次のとおりです。

- 1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過
 - (1) 上平間災害倉庫撤去に至る経緯

上平間災害倉庫(以下「倉庫撤去工事」という。)は、川崎市の土地・建物を貸し付けて運営している民間事業者(以下「倉庫事業者」という。)が、平成30年4月に開設して以来、倉庫事業者の老朽化対策として国の補助事業を活用し、本市と運営法人が協力のもとで建替による新倉庫の整備(仮称「仮倉庫」)に関する保存関係調整等(以下「仮倉庫整備」)を進めているところである。

仮倉庫整備に当たっては、法人が仮設倉庫を建設し陳腐を継続する必要があるため、適地である隣接の本市所有地を活用することとした。そのため、当該地に設置されている上平間災害倉庫を解体することとした。
 - (2) 上平間災害倉庫外構撤去工事が追加で必要となった経緯

上平間災害倉庫撤去工事について、平成31年4月19日に、倉庫事業者から、倉庫事業者の老朽化対策として国の補助事業を活用し、本市と運営法人が協力のもとで建替による新倉庫の整備(仮称「仮倉庫」)に関する保存関係調整等(以下「仮倉庫整備」)を進めているところである。

仮倉庫整備に当たっては、法人が仮設倉庫を建設し陳腐を継続する必要があるため、適地である隣接の本市所有地を活用することとした。そのため、当該地に設置されている上平間災害倉庫を解体することとした。
- 2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠

地方自治法(以下「法」という。)第234条第1項では、「売買、賃借、請負その他の契約は、一先、競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結することとする。」と規定し、また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定している。

これを受け、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号では少額の契約については随意契約(以下「少額契約」という。)ができることを規定し、随意契約ができる金額の範囲については、契約規則第24条の2において規定している。

なお、少額契約を行う場合、川崎市契約規則第26条第1項では「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」と規定されていますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について(昭和58年3月13日付け57川総用第240号助役専決)」において「(以下において、原則として3者以上の見積りを含むで執行することと通知されている。)」これらにおいて、原則として3者以上の見積りを含むで執行することと通知されている。1件当たり250万円以下での契約が可能であったため、その手続に基づき、適正に執行したところである。
- 3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解
 - 1 「1請求の要旨(2)分別発注に係る違法性」については全て否認します。

当該工事については、「1 上平間災害倉庫撤去及び外構撤去工事」における事実経過(以下「事実経過」という。)が判明し、追加となった工事を「川崎市軽易工事事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規程」という。)に基づいて執行したものであり、当初から計画されていた工事内容を分割し契約したものではありません。
 - 2 「1請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」は全て否認します。

「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」に示したとおり、当該工事につきましては、軽易工事取扱規程に基づき適正に執行したものです。また、川崎市契約規則第24条の2第1項第1号で規定する金額 範囲内で契約したものである。

- (3) 「2請求の理由(1)甲第3号証について」
 - (ア)～(イ)については、同一所在地ではありますが、前ページ1～(2)のとおり、当初から予定された一連の工事ではありませぬ。
 - (エ)の当該工事2件の見積り業者が同じ3者であったことについては、「倉庫撤去工事」と「外構撤去工事」が同様の工事だったためである。
 - (ウ)の見積書の筆跡が同一であることについては、本件の見積り業者が同一であるか否か不詳、なお、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際に、日付が空欄の場合もあり、その場合は、その場で工事業者に記入を依頼する場合もある。
 - (カ)及び(キ)の工事見積書の予定価格の決定に関しましては、川崎市契約規則第25条において、随意契約をしようとするときは、あらかじめ同規則第13条第1項及び第14条の規定に基づいて予定価格を定めるとされています。
- (4) 「2請求の理由(2)軽易工事チェックリストについて」は、前ページ3～(1)のとおり、倉庫撤去工事のみを予定したが、外構の撤去が必要になったことが判明し、工事を執行したものであり、当初から予定した工事を分割し契約したものでないため、それぞれの工事について適切にリストに基づいて確認したものです。
- (5) 「2請求の理由(3)施工時期について」は、1ページ「1 上平間災害倉庫撤去及び外構撤去工事」における事実経過(ウ)のとおり、4月18日以降の上平間災害倉庫撤去工事を進めている中で、外構の撤去が必要になったことが判明したため、その後必要な手続を経て、外構の撤去工事の工期を5月10日からとしており、当該工事2件の工期が後半に重なったことについては、後述する仮設倉庫工事のスケジュールに支障を来さないための工事であるため、完了期限が同一となったためです。
- (6) 「2請求の理由(4)工事写真について」は、軽易工事取扱規程において工事完了後は軽易工事完成届(以下「完成届」という。)の提出を求めています。写真は必須ではありません。当該工事は撤去工事であり、更地とするものであったことから、保有所整備課職員が現地を確認したことにより、完成届のみ提出を求め、工事完了写真は必要ないものと判断しました。
- (7) 「3損害の補填について」は、「6前記平均落札率とは別の損害について」及び「9見積書の不審について」は、前ページ3～(2)「1請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」で示したとおり、それぞれの工事は軽易工事取扱規程に基づき、見積書を3者から徴取し、最低価格を提示した工事業者と契約を締結しました。また、完成期日までに工事が完了したことを確認し、契約金額の支払いを完了したものであります。市に損害が生じていないものと考えます。
- (8) 「7見積書及び完成届・検査書の日付筆跡が同一であることについて」は、前ページ3～(3)のとおり、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際には、日付が空欄の場合もあり、担当職員が記入する場合があります。また、今回の完成届については、業者が提出した際に日付が空欄であったため、業者が確認の上、担当職員が記入しました。
- (9) 「8開示請求拒否通知書」で述べられている下見積書は、担当職員が仕様の協議や予定価格の参考とするために徴取したものであり、川崎市公文書管理規則第9条第1項に基づき事務処理上必要な期間は保存してはいますが、仕様の完成により保存期間が満了したため、廃棄してはいます。

結論

4 本件請求における工事は、関係法令等に従い、適正に執行したものであり、違法との評価を受けるものではないと考えます。

資料4

差出人: [REDACTED]
 日時: 2019年5月14日 19:51
 宛先: [REDACTED]
 件名: Fwd: 解体打ち合わせ内容

いつもお世話になっております。
 川崎市からのメール転送いたします。
 明日園長と打ち合わせしますが、何かございましたらご連絡いただけますようお願いいたします。

----- Forwarded Message -----
 Subject: 解体打ち合わせ内容
 Date: Tue, 14 May 2019 19:19:12 +0900
 From: [REDACTED]
 To: [REDACTED]

いつもお世話になっております。
 本日、まちづくり局及び解体の設計士と打ち合わせいたしましたので、取り急ぎ内容をお伝えいたします。
 明日は園長先生との打ち合わせだけでしようか、設計士へのいくつかのお伝えも必要かと感じておりますので、一旦、このメールに書かせていただきますが、お時間のある時に御連絡いただければと思います。

【打ち合わせ内容】

- ・ 戸について、給水管は撤去、排水管はそのまま残せるかもしれない。
 給水管撤去の理由は、園舎の方から給水が来ているらしく、園舎を解体することで給水管そのものも撤去となるため。したがって計画管理設計時にプールへの新たな給水設備を付ける必要があるかと思われる。
- ・ 花壇は撤去します…で大丈夫でしょうか。
- ・ 浄化槽は残します。
 現在使用していない浄化槽が埋められていますが、かなり大きなものなので撤去するためにはかなりの工期が必要になってしまいます。(2週間～1か月) 詳しくは、また、説明します。
- ・ 道路側の梅とぶどう棚、重機の搬入等の関係で残すことは困難だそうです。また、先日の打ち合わせでも、キュービクル等を置くことになりましたというお話だったかと思えます。
- ・ 園舎側の梅、柿、半分からい枝払いすれば残せる可能性がありますが、かなり、枝を払うことになりそうです。また、実際の解体業者が切らなければ無理ということになったり残すのは無理です。
- ・ 排水器については、便所への排水をそこから取るのと、残すということから、残すというか、ただして、一部の園舎図面(2階を構築した際の)を見ると、道路側から給水が来ていると思われる図面があります。

2020/08/13

37

資料3

NO.	項目	数量	単位	単価	金額	備考
	仮設足場	1.00	式		150,000	特組足場 W600 防音シート兼共
	内部解体撤去	1.00	式		300,000	
	備蓄倉庫解体撤去	1.00	式		360,000	
	土間コンクリート解体撤去	7.20	㎡	50,000	360,000	
	基礎コンクリート解体撤去	4.10	㎡	50,000	205,000	
	煙突	17.00	㎡	10,000	170,000	駆込共 運搬共
	発生廃材処分費	14.20	㎡	15,000	213,000	3ヶ所+塊 積込・運搬共
	発生廃材処分費	20.00	㎡	15,000	300,000	混合産業廃棄物 積込・運搬共
	車機回送費	1.00	式		160,000	パワフル、3T、7T等
	諸経費	1.00	式		262,000	
	[特記事項] スキム7(石綿) 製品は、一切使用しておりません。					
	小計			8 %	2,250,000	
	消費税				180,000	
	合計金額(消費税含む)				2,430,000	

〒216-0026 川崎市宮前区初山 2-9-12
 青生建設株式会社
 代表取締役 小野塚 祐司
 TEL : 044 (977) 0547
 FAX : 044 (976) 6696
 Mail : sugao.kk@nifty.com

件名: 両平間保育園 備蓄倉庫解体撤去工事
 毎度 各別の御引立を賜り誠に有難う御座います。御依頼を戴きまして本件に付き、誠心誠意検討を加え、精進してまいりましたので是非御下命戴けます様、御願ひ申し上げます。

川崎市長 豊

御見贐書

平成 年 月 日

資料3

・仮設トイレの排水を南側の既設溝（鉄棒後ろ）にあるところに接続すると話していたかと思いますが、増築トイレの排水管を見ると園庭の真ん中を通り、鉄棒後ろの既設溝の中に入り込んでいくように見えます。最終的には排水路から入っていくの箇所は、鉄棒後ろの既設溝の中に入り込んでいくように見えます。また、園庭の排水路から入っていくの箇所は、鉄棒後ろの既設溝の中に入り込んでいくように見えます。また、園庭の排水路から入っていくの箇所は、鉄棒後ろの既設溝の中に入り込んでいくように見えます。

※今回、アスベストが非発着り所とされており、非発着り所での作業になるため工期の心配が出てきておられます。11月の連休明けに後述の通り、園庭の真ん中を通り、鉄棒後ろの既設溝の中に入り込んでいくように見えます。

※上記の内容で解体に際しては、非発着り所とされており、園庭の真ん中を通り、鉄棒後ろの既設溝の中に入り込んでいくように見えます。

※現在、倉庫の解体が進んでいるところですが、先日の打ち合わせで話のあった、倉庫手前のコンクリートの部分の撤去し見直しです。また、フェンスや門についても指定通りに撤去しますが、後ろのホール及びネットについては、やはり仕様に入っていないかたので大変申し訳ありませんが、こちらの倉庫解体での撤去ができません。

以上、長くありませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

保育所整備課

On 2019/05/13 19:49:53

wrote:

> 川崎市役所

> いつもお世話になっております。
> 下記ご確認頂きありがとうございます。

> また、撤去物を含めた打合せは、園長と15日に予定しておりますので
> 明日打ち合わせ内容をご教示いただければ幸いです。

> 以上よろしくお願いたします。

> *****
> *****
> *****
> *****
> *****
> *****
> *****
> *****
> *****
> *****

On 2019/05/13 19:33

wrote:

> お世話になっております。

> 近隣挨拶文を確認させていただきました。

> 一番初めの表題部分が「にじいろ保育園南平間(現南平間保育園)」となっておりますが、
> 4月から「にじいろ保育園南平間」が正式名称なので、記載するならば(旧南平間保育園)
> だと思えます。
> その他は、特にありません。

>>> 以下、先日の打ち合わせ回答として、現在わかっているもの。

- >>> ①貸付場所の件ですが、現状の通りとし、営業等で、災害倉庫等を建築する際には、
>>> 保育園の敷地を通路とすることを考えさせていただきたいと思えます。
- >>> 現在もそうですが、日給使用することとはほとんどないで、現状と同じとさせていただきます。
- >>> 新園舎設計についても、その予定でお願いたします。後日、図面も送りますが、
>>> 現在の保育園が使用している部分と違ってくださいます。

>>> ②機舎図はありませんでした。申し訳ありません。

>>> まちづくり局からの回答としては、
>>> 正確な机の位置については工事が進まないと分からない為、
>>> 本機です。令和2年1月中旬になるかと恐われます。
>>> 想定が机の位置を記載するのであれば先注図に記載しますので
>>> 6月〜7月になるかと恐われます。』
>>> とのことでした。必要に応じて調整したいと思います。

- >>> ③解体に伴う撤去するものと残置するものに関しては、明日、まちづくり局と
>>> 打合せなので、打ち合わせ後に結果をお知らせいたします。

>>> どうぞよろしくお願いたします。

保育所整備課

On 2019/05/13 10:46:49

wrote:

>>> *****
>>> *****

>>> 添付ファイルの自動無害化処理を行います。
>>> 下記のURLにアクセスしてファイルをダウンロードしてください。

>>> (総務企画局情報管理部システム管理課)

>>> ■URL

>>> https://kawasaki.kanagawa-sc.jp/tempbox/tempbox/attach/id/_00860362

>>> ■ファイル名:近隣挨拶【にじいろ保育園南平間仮設園舎】.pdf

>>> *****
>>> *****

>>> 川崎市役所

>>> いつもお世話になっております。
>>> 仮設工事の案内文に関して、
>>> より文案を頂きましたので転送いたします。

>>> ご確認の上、加筆修正ございましたら今週中にご連絡いただければ幸いです。

>>> 以上よろしくお願いたします。

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

>>> *****
>>> *****

資料6

川崎市南平間保育園の民間移管に係る保育所運営に関する覚書

川崎市を甲(以下、「甲」という。)とし、ライクアカデミー株式会社を乙(以下、「乙」という。)として、川崎市南平間保育園(以下「保育所」という。)の業務移管及び移管後の運営について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

(目的)

第1条 この覚書は、平成31年度川崎市指定管理保育所(公設民営園)の移管先設置・運営法人募集要項(以下、「募集要項」という。)に示す事項について、甲乙双方が遵守すべき事項を明確にし、円滑な業務移管を図ることを目的とする。

(遵守事項)

第2条 乙は、保育所の業務移管後の運営にあたり、募集要項に規定する内容を遵守し、積極的に運営内容の向上に努めるものとする。

(遵守事項の履行の確認)

第3条 甲は、前条の遵守事項が確実に履行されているかについて確認を行い、乙はこれに協力するものとする。

(貸付物件)

第4条 保育所の貸付用地及び建物は、甲の所有する次の表のとおりとする。

(1)財産名称	川崎市南平間保育園
(2)所在地	川崎市中原区上平間1183
(3)物件種別	建物及び土地
(4)土地地目	宅地
(5)地積	1212.06㎡
(6)延床面積	724.46㎡

(指定用途)

第5条 乙は、前条に規定する貸付物件を申請の目的(児童福祉法第35条第4項に基づく認可保育所の設置・運営)に役立て使用しなければならない。

(貸付物件の貸与)

第6条 甲は第4条の貸付物件について、乙との間に、「川崎市財産条例(昭和39年3月30日条例第9号)及び「川崎市財産規則(昭和39年4月1日規則第33号)に基づき使用貸借契約を締結し、これを無償で貸与するものとする。

2 前項の契約の期間は10年とし、期間満了時には更新できるものとする。

3 甲は、社会福祉事業の制度の見直しや社会情勢の変化等により、契約期間内、または期間満了時に契約を更新する際において、契約内容を変更することができるものとする。

(建物の老朽化への対応)

第7条 乙は、児童の保育環境や職員の労働環境の維持向上のため、施設の維持管理を適切に行うものとする。

2 建物の老朽化等により改築等が必要となった時、仮設園舎用地の確保等について、甲は乙と協議しながら誠意をもって取り組むこととし、特に公有地の調整については主体となつて調整に努めるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

平成30年7月20日

甲 川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 東京都品川区西五反田1丁目1番8号
NMF五反田駅前ビル7階
ライクアカデミー株式会社
代表取締役 佐々木



写真2



45

写真1



44

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第10号

第4回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和2年10月1日

川崎市農業委員会

会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和2年10月12日(月) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第1会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第3条に係る下限面積の設定について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (3) 議案第3号 農地の買受適格証明について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 議案第5号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (6) 議案第6号 相続税の納税猶予特例農地利用状況確認(免除)について
- (7) 議案第7号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について
- (8) 議案第8号 非農地証明について
- (9) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (10) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (11) 報告第3号 生産緑地の主たる従事者証明について
- (12) 報告第4号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (13) 報告第5号 農地造成工事施行に係る承認願について
- (14) 報告第6号 川崎市内農地賃借料情報について
- (15) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第101号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国

民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月9日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第102号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月13日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第103号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第104号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第54号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月8日

川崎市中原区長 永山実幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第55号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月8日

川崎市中原区長 永山実幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第56号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市中原区長 永山実幸

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第56号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年9月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第57号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月7日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第58号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月7日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第59号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月12日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第6期以降	令和2年11月2日(第6期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第60号

次の介護保険料に係る過誤納金充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月12日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	介護保険料			計1件

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第67号

次の介護保険料に係る納入通知書及び過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	介護保険料(納入通知書)	普第4期以降		1件
令和2年度	介護保険料(納入通知書)	普第5期以降		1件
令和2年度	介護保険料(納入通知書)	特第2期以降		1件
令和2年度	介護保険料(過誤納金還付通知書)			2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第68号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市多摩区長 荻原圭一

(別紙省略)

麻生区公告

川崎市麻生区公告第50号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者へ送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月12日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和2年度	介護保険料	第6期分以降	令和2年11月2日（第6期分）	計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第51号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者へ送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第52号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月15日

川崎市麻生区長 多田 貴栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ

た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市川崎区選挙管理委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和2年10月14日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 村瀬 恵司

職名	氏名	住所
委員長	村瀬 恵司	川崎市川崎区京町3丁目12番1-105号 市営住宅
委員長職務代理者	猪脇 利夫	川崎市川崎区旭町2丁目14番11号
委員	阿久津光延	川崎市川崎区藤崎3丁目1番3-310号 グリーンパーク川崎
委員	山中 典幸	川崎市川崎区浅田1丁目3番16号

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第7号

令和2年9月1日現在調べにより調製した神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和2年10月14日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 村瀬 恵司

1 縦覧場所

川崎市川崎区東田町8番地
川崎市川崎区役所7階 総務課内
川崎市川崎区選挙管理委員会事務室

2 縦覧期間

令和2年10月20日から同年11月3日まで

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

幸 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市幸区選挙管理委員会告示第6号**

令和2年10月14日付けをもって川崎市幸区選挙管理委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和2年10月14日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 齊木 敏雄

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	齊木 敏雄	川崎市幸区小倉5丁目3番19号
委員長職務代理者	榎浦 國夫	川崎市幸区古市場2丁目68番地
委 員	佐脇 久	川崎市鹿島田2丁目1番28-902号 セントラルマンション
委 員	目黒 光雄	川崎市幸区下平間1番地2 鹿島田グリーンハイツ2-1003

中 原 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市中原区選挙管理委員会告示第6号**

令和2年10月14日付けをもって川崎市中原区選挙管理委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和2年10月14日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 佐藤 長榮

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	佐藤 長榮	川崎市中原区上丸子山王町1丁目1413番地 上丸子住宅 A707
委員長職務代理者	中村 詮	川崎市中原区下小田中3丁目33番21号
委 員	沓掛 朗	川崎市中原区上新城1丁目11番4号
委 員	秋谷 義一	川崎市中原区荻宿33番8号

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市高津区選挙管理委員会告示第6号**

令和2年10月14日付けをもって川崎市高津区選挙管理委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和2年10月14日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 平賀 國夫

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	平賀 國夫	川崎市高津区上作延151番地
委員長職務代理者	渡邊 庄二	川崎市高津区梶ヶ谷3丁目7番地47
委 員	宇佐美善愛	川崎市高津区下作延3丁目18番43号
委 員	堀米 達也	川崎市高津区新作4丁目12番1-302号 クリオ武蔵新城伍番館

宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市宮前区選挙管理委員会告示第10号**

令和2年10月14日付けをもって川崎市宮前区選挙管理委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和2年10月14日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 山上 英治

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	山上 英治	川崎市宮前区初山1丁目24番33号
委員長職務代理者	藤井 章司	川崎市宮前区宮崎2丁目12番地1 宮崎台プラザビル 205号
委 員	野口 邦彦	川崎市宮前区野川2245番地 県営 13-401
委 員	鵜野 智幸	川崎市宮前区西野川1丁目2番17号

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市多摩区選挙管理委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和2年10月14日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 石 垣 喜久雄

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	石垣喜久雄	川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目2番13号
委員長職務代理者	末吉 一夫	川崎市多摩区南生田 4丁目20番2号
委 員	斎藤 隆司	川崎市多摩区登戸新町 378番地
委 員	佐藤 光一	川崎市多摩区中野島 2丁目2番4号

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市麻生区選挙管理委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

令和2年10月14日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 押 井 謙 吉

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	押井 謙吉	川崎市麻生区下麻生1丁 目6番21-407号 麻生台団地
委員長職務代理者	鈴木 憲治	川崎市麻生区上麻生6丁 目27番20号
委 員	唐鎌 一夫	川崎市麻生区上麻生6丁 目11番7-503号 ダイアパレス柿生
委 員	石川 恭由	川崎市麻生区細山6丁目 4番33号

 辞 令

令和2年10月1日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
総務企画局情報管理部長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当 部長兼務	村 野 明	総務企画局情報管理部長
(課長級)		
総務企画局情報管理部 I C T 推進課担当課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当 課長兼務	三 上 佳 哉	総務企画局情報管理部 I C T 推進課担当課長
高津区役所地域みまもり支援センター(福祉事 務所・保健所支所) 担当課長	澁 谷 倫 子	新任
多摩区役所区民サービス部担当課長	田 中 仁 志	多摩区役所道路公園センター管理課長
多摩区役所道路公園センター管理課長 多摩区役所道路公園センター管理課庶務係長 事務取扱	佐 藤 幹 人	多摩区役所道路公園センター管理課課長補佐 多摩区役所道路公園センター管理課庶務係長

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
市立川崎病院外科医長	中 村 哲 也	市立井田病院外科医長
九月三十日付退職		
(部長級)		
退職	南 雲 正 士	市立川崎病院心臓血管外科担当部長
退職	植 田 良	市立川崎病院高度脳神経治療センター担当部長

(議会局)

(部長級)		
総務部長 総務企画局総務部担当部長併任	渡 邊 光 俊	総務部長
(課長級)		
総務部庶務課長 総務企画局総務部庶務課担当課長併任	渡 辺 貴 彦	総務部庶務課長
総務部庶務課担当課長 総務企画局総務部庶務課担当課長併任	若 林 智	総務部総務課担当課長

 正 誤

川崎市公報第1,804号(令和2年10月12日発行)3722
ページ監査公表第18号中「嶋 崎 嘉 男」は「嶋 崎
嘉 夫」の誤り。